



大阪湾フェニックス計画

大阪湾圏域広域処理場整備事業

本 社	申込受付	〒530-0005 大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階 TEL (06) 6204-1721 (代) / FAX (06) 6204-1728
大阪建設事務所	〒559-0032 大阪市住之江区南港南二丁目1番54号 TEL (06) 6613-6406 / FAX (06) 6613-6412	
大阪建設事務所 (泉大津分室)	〒595-0056 泉大津市夕凧町地先 TEL (0725) 22-2570 / FAX (0725) 22-2571	
兵庫建設事務所	〒657-0853 神戸市灘区灘浜町1番2号 TEL (078) 881-0761 / FAX (078) 881-0760	
大阪事業所	〒555-0041 大阪市西淀川区中島二丁目10番100号 TEL (06) 6477-3356 / FAX (06) 6477-3357	
堺事業所	〒592-8331 堺市西区築港新町4丁4番 TEL (072) 243-4931 / FAX (072) 243-4933	
泉大津事業所	〒595-0056 泉大津市夕凧町地先 TEL (0725) 31-1017 / FAX (0725) 22-2571	
和歌山事業所	〒640-8404 和歌山市湊2675-26 (日本製鉄構内) TEL (073) 455-8103 / FAX (073) 455-8104	
姫路事業所	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家1351番地41 TEL (079) 243-1153 / FAX (079) 243-1154	
播磨事業所	〒675-0155 加古郡播磨町新島13-1 TEL (079) 435-9102 / FAX (079) 435-9101	
神戸事業所	〒657-0853 神戸市灘区灘浜町1番2号 TEL (078) 881-1993 / FAX (078) 881-1994	
尼崎事業所	〒660-0087 尼崎市平左衛門町70番地 TEL (06) 6413-8770 / FAX (06) 6413-8780	
津名事業所	〒656-2132 淡路市志筑新島 TEL (0799) 62-5405 / FAX (0799) 62-5406	



センターへの搬入に際しては、あらかじめ廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理による減量化に努めてください。

受入時間及び休業日

- 受入時間(ゲート受付時間)
午前9時から午後4時30分まで。
なお、基地ごとに若干異なります。
- 休業日
①土・日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。
②12月29日から1月4日まで。
③その他、センターが指定する日。





大阪沖埋立処分場

大阪湾フェニックス計画

毎日のくらしや、さまざまな産業活動から排出される膨大な量の廃棄物。私たちは、地球環境を守り、より豊かな生活を実現していくため互いに力を合わせて、廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理による減量化及び適正な最終処分を行っていかねばなりません。

しかしながら、近畿圏の内陸部は高密度に土地利用が進み、最終処分場を確保することは、困難な状況にあります。

フェニックス計画は、近畿の自治体、港湾管理者が出資する事業であり、大阪湾の埋立により、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して、港湾機能の整備を図るものです。

廃棄物の適正処理と都市の活性化。この2つの社会的要請に応える「大阪湾フェニックス計画」は、快適な都市環境を守り新しい大地を造る画期的な事業です。

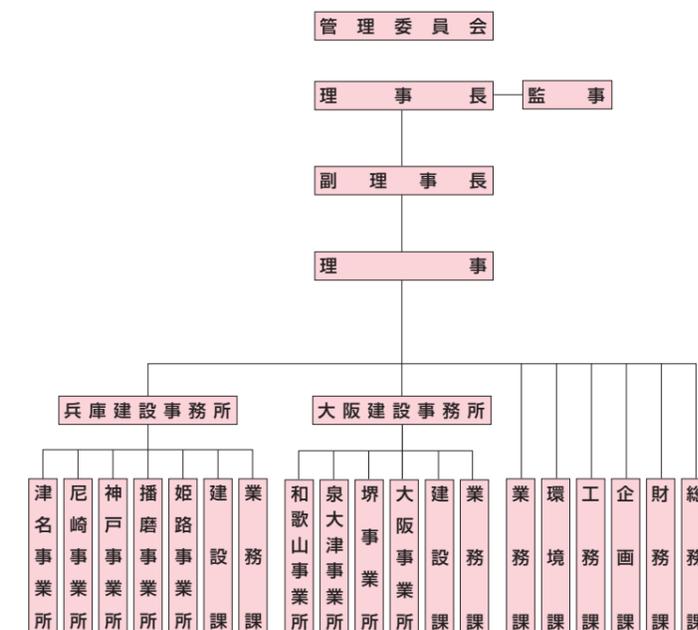
目的

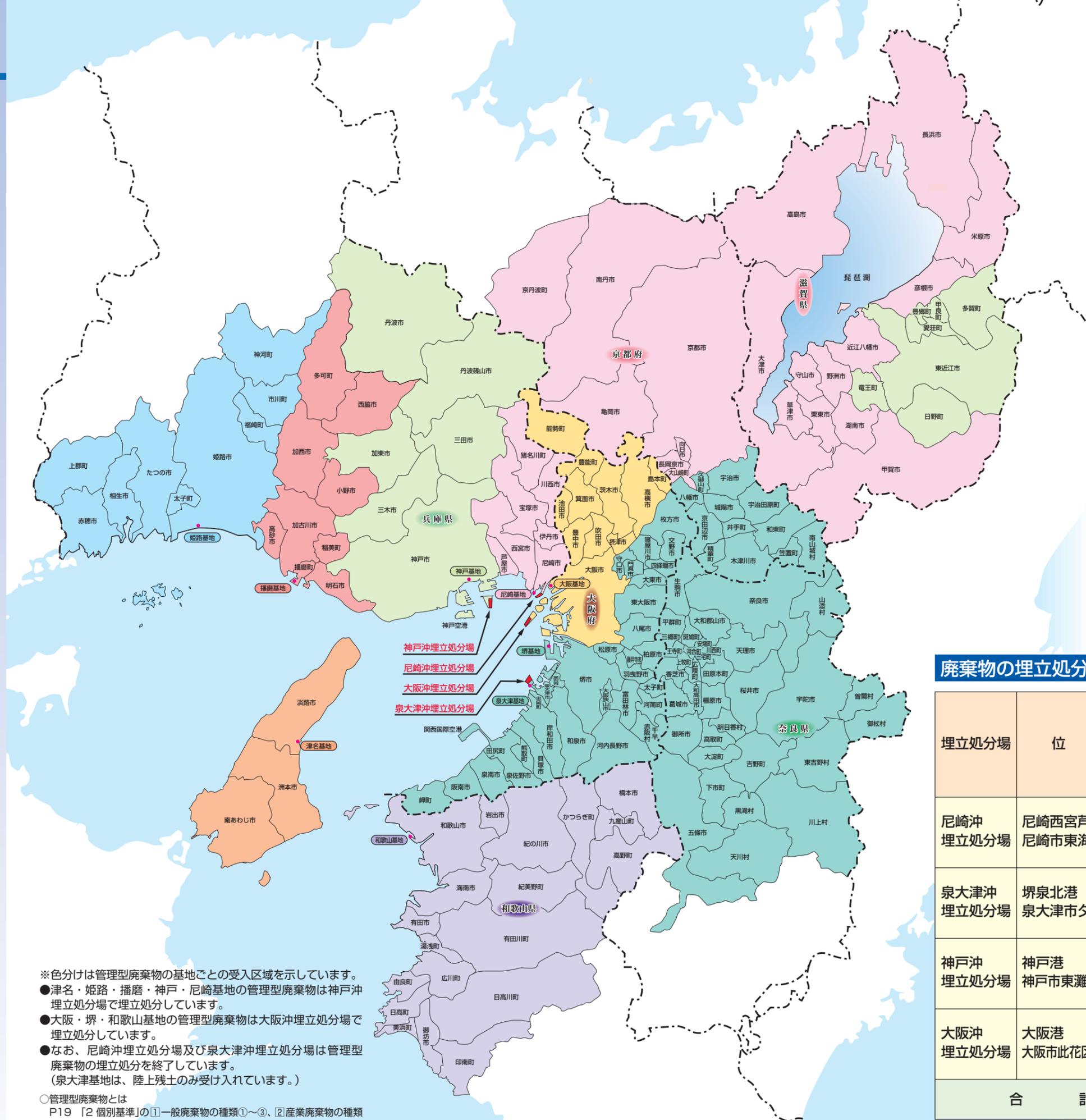
- ①大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
- ②埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与すること。

大阪湾広域臨海環境整備センター概要

- 1 名称／大阪湾広域臨海環境整備センター
- 2 根拠法律／広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）
- 3 設立／昭和57年（1982年）3月1日
- 4 理事長／服部洋平（兵庫県副知事）
- 5 所在地／大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
- 6 受入対象区域／近畿2府4県169市町村
- 7 広域処理場整備対象港湾／4港湾
- 8 業務／①港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。
 - 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
 - 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
- ②地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。
 - 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
 - 一般廃棄物等による海面埋立て
 - 前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
- 9 資本金／1億3,700万円
- 10 出資団体／[地方公共団体（175団体）]
 - うち府県（6団体）
 - 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 - うち市町村（169団体）
 - 大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市ほか
 - [港湾管理者（4団体）]
 - 大阪港港湾管理者、堺泉北港港湾管理者、神戸港港湾管理者、尼崎西宮芦屋港港湾管理者
- 11 管理委員会／[委員長] 大阪府知事
[委員] 滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

組織





「大阪湾フェニックス計画」では、大阪湾に埋立処分場を設け、近畿2府4県169市町村の受入区域から発生した廃棄物を受け入れています。
 また「廃棄物の輸送時間を最小とすること」、「特定の搬入施設（基地）への集中を避けるため可能な限り分散させること」の基準のもとに総合的に判断し、基地ごとの受入区域を定めています。

廃棄物の埋立処分場及び容量

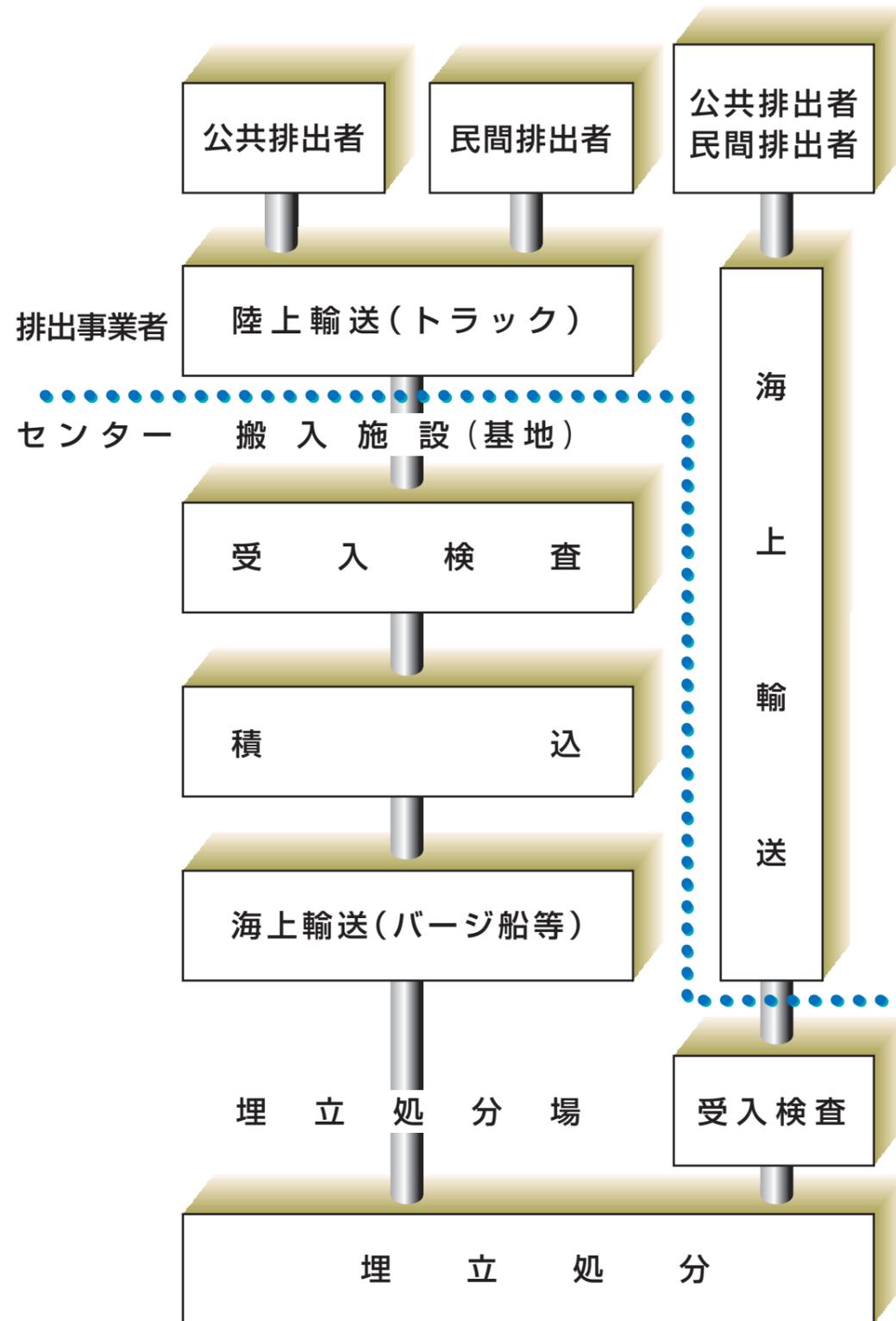
埋立処分場	位置	面積	埋立容量(単位:万m ³)				
			一般廃棄物	産業廃棄物 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113ha	220	290	700	390	1,600
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203ha	390	720	1,270	720	3,100
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88ha	720	620	160	0	1,500
大阪沖埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95ha	590	530	280	0	1,400
合計		499ha	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

※色分けは管理型廃棄物の基地ごとの受入区域を示しています。
 ●津名・姫路・播磨・神戸・尼崎基地の管理型廃棄物は神戸沖埋立処分場で埋立処分しています。
 ●大阪・堺・和歌山基地の管理型廃棄物は大阪沖埋立処分場で埋立処分しています。
 ●なお、尼崎沖埋立処分場及び泉大津沖埋立処分場は管理型廃棄物の埋立処分を終了しています。
 (泉大津基地は、陸上残土のみ受け入れています。)
 ○管理型廃棄物とは
 P19 「2 個別基準」の①一般廃棄物の種類①～③、②産業廃棄物の種類①～⑥及び⑩～⑪の一部
 ○安定型廃棄物とは
 P19 「2 個別基準」の②産業廃棄物の種類⑦～⑨及び①の一部



廃棄物の流れ

廃棄物は、受入区域ごとに各基地に搬入され、基地から海上輸送等により処分場に搬入しています。



受付ゲート

受付ゲートで、契約された廃棄物の照合と目視検査を行い、計量します。



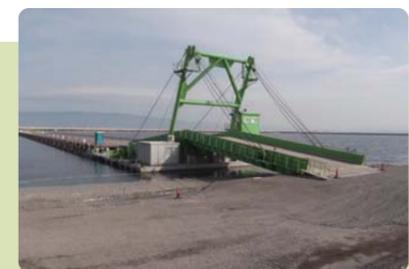
積込

受入検査を行った廃棄物は、投入ステージから、ダンピングにより運搬船へ積み込みます。



埋立処分

受け入れた廃棄物は各基地から処分場へ船で運搬し、処分場で揚陸を行い、埋立処分します。

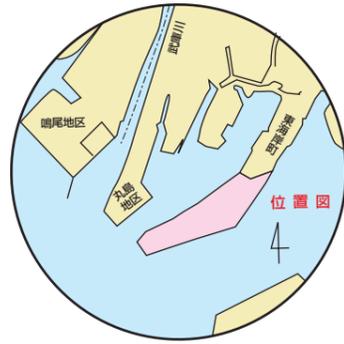




尼崎沖埋立処分場

尼崎沖埋立処分場(土地利用及び規模)

用途	規模
埠頭用地	15ha
港湾関連用地	28ha
工業用地	48ha
交通機能用地	6ha
緑地	16ha
合計	113ha



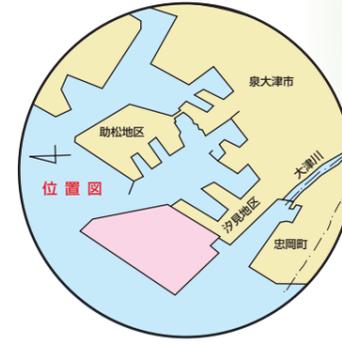
尼崎沖埋立処分場土地利用計画図



泉大津沖埋立処分場

泉大津沖埋立処分場(土地利用及び規模)

用途	規模
埠頭用地	21ha
港湾関連用地	55ha
交流厚生用地	13ha
工業用地	34ha
交通機能用地	8ha
緑地	72ha
合計	203ha



泉大津沖埋立処分場土地利用計画図



【主な土地利用】



メガソーラー (エコひょうご尼崎発電所)



-12m岸壁(画像船舶:車両輸送船)



のびのび公園



【主な土地利用】



夕風1号岸壁(画像船舶:車両輸送船)



IAA中古車オークション会場



メガソーラー (ソフトバンク泉大津ソーラーパーク)

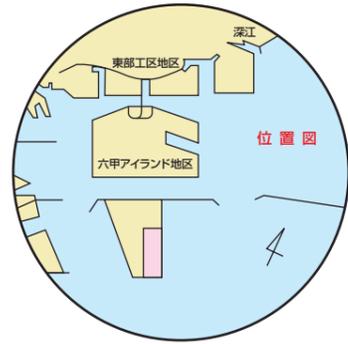


円形芝生広場(コンサート会場などに利用)

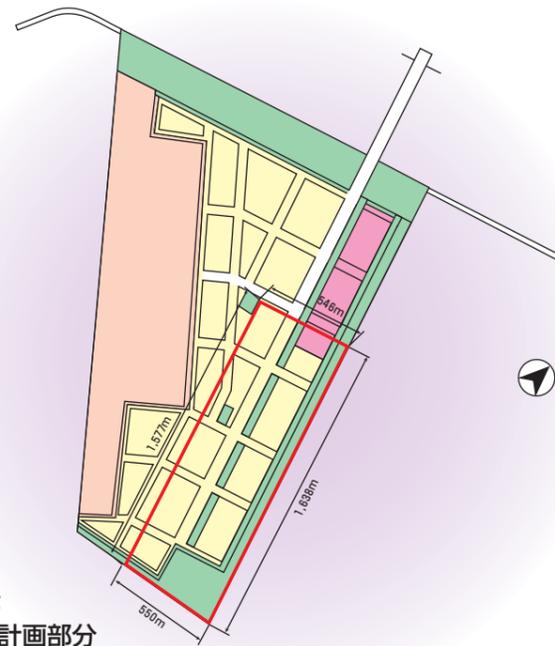


神戸沖埋立処分場(土地利用及び規模)

用途	規模
埠頭用地	—
港湾関連用地	66ha
交流拠点用地	3ha
交通機能用地	—
緑地	19ha
合計	88ha



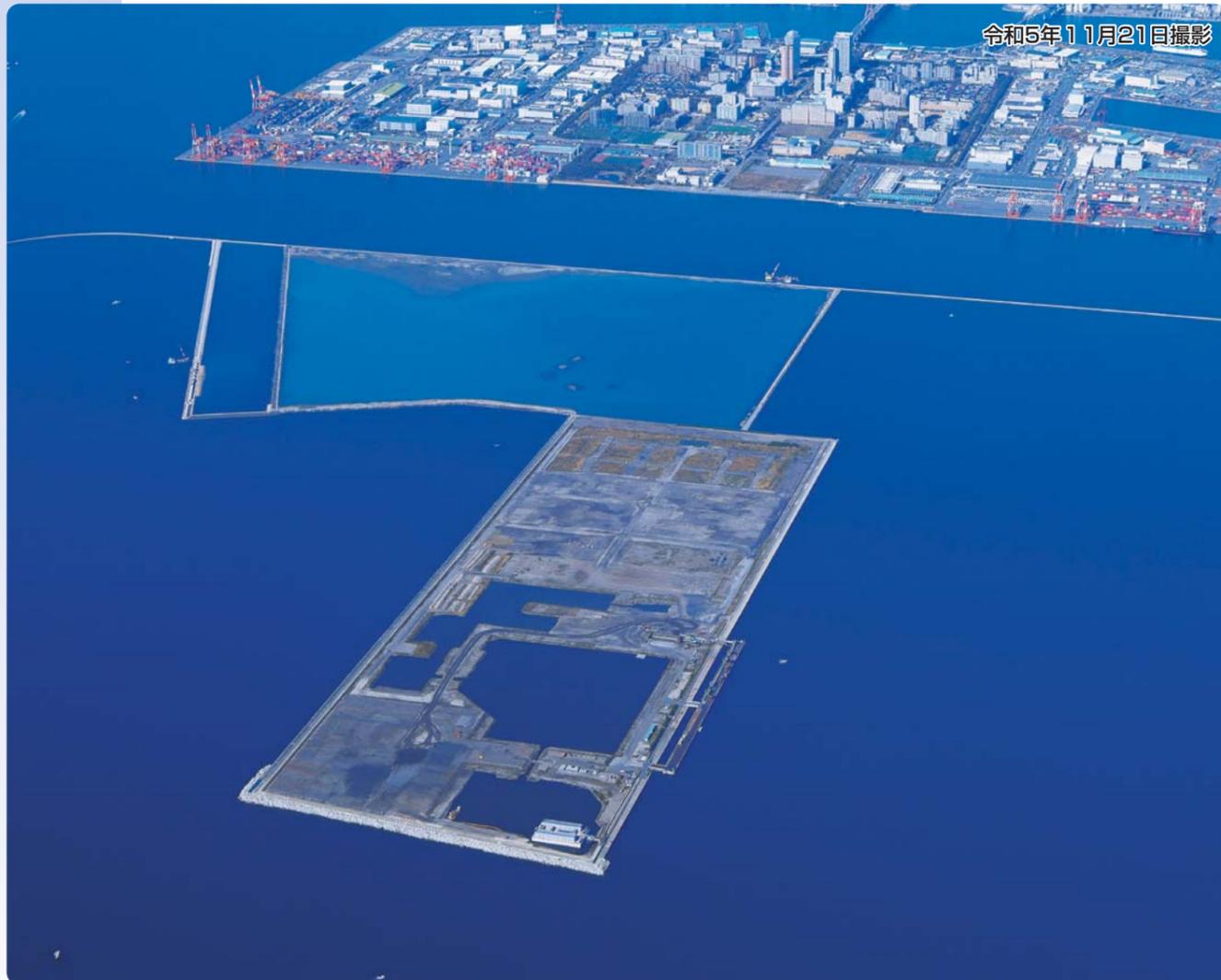
神戸沖埋立処分場土地利用計画図



内がフェニックス計画部分

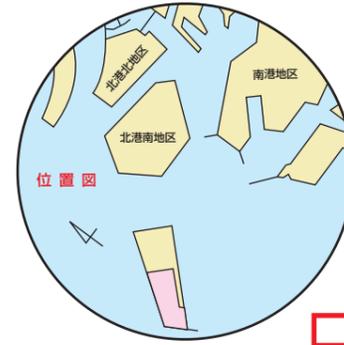
平成13年12月受入開始

令和5年11月21日撮影



大阪沖埋立処分場(土地利用及び規模)

用途	規模
埠頭用地	—
港湾関連用地	9ha
交通機能用地	9ha
危険物取扱施設用地	60ha
緑地	17ha
合計	95ha



大阪沖埋立処分場土地利用計画図



内がフェニックス計画部分

平成21年10月受入開始

令和5年11月21日撮影





搬入基地



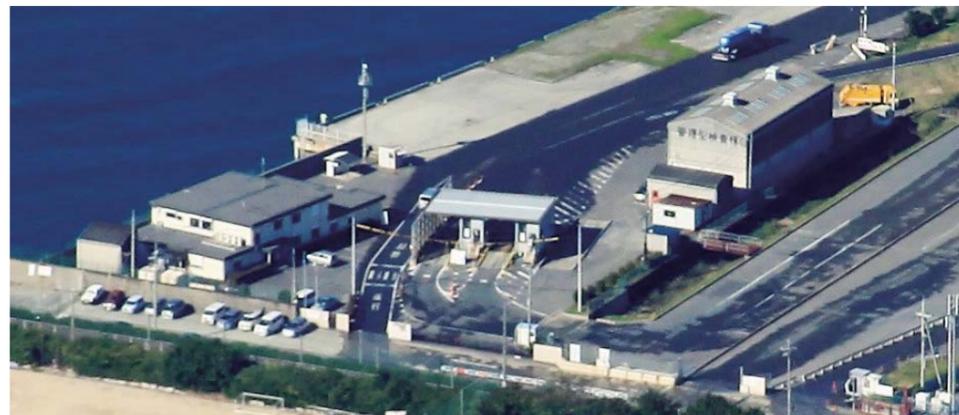
大阪基地

平成29年9月撮影



堺基地

平成29年9月撮影



泉大津基地

平成29年9月撮影



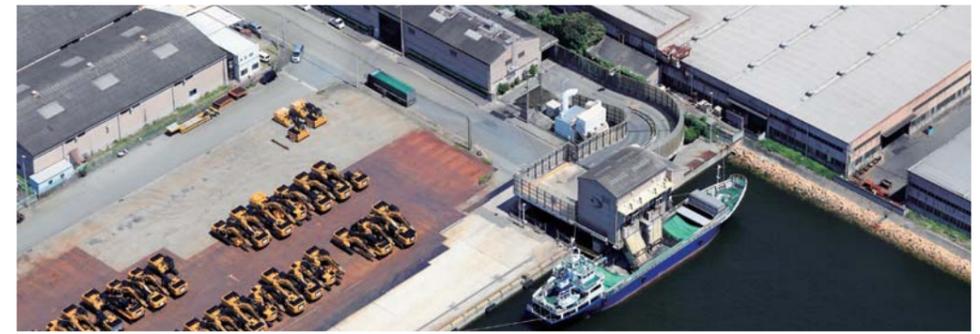
和歌山基地

平成29年9月撮影



姫路基地

平成29年8月撮影



播磨基地

平成29年8月撮影



神戸基地

平成29年8月撮影



尼崎基地

平成29年8月撮影



津名基地

平成29年8月撮影



受入、輸送、埋立における環境保全

廃棄物の事前審査

適正な廃棄物を受け入れるため、全ての廃棄物について事前審査を行っています。

- ① 廃棄物埋立処分契約申込書を提出していただき、書類審査を行います。
- ② 申込を行う廃棄物の種類や申込数量に応じて、廃棄物埋立処分契約申込書に廃棄物の分析結果を添付させ、受入基準が守られているかの確認を行います。
- ③ 新規の管理型産業廃棄物及び管理を要する陸上残土については、現地調査等により廃棄物の発生工程などを確認のうえ、関係行政機関からなる「適正受入協議会」において審査を行います。



サンプルの保管



化学分析

受入検査

基地に搬入された廃棄物は、目視検査を行い、必要に応じ、簡易検査・展開検査・抜取検査（化学分析など）の受入検査を行います。

この検査により、受入基準に適合しない場合は、持ち帰りや搬入停止等の適正な措置を行います。

また、「廃棄物受入情報管理システム」を導入し、契約者・廃棄物・排出場所・搬入量等の情報を把握し受入管理を行っています。

1 目視・簡易検査

受付ゲートにおいて、目視により契約廃棄物の照合・性状の検査を行い、必要に応じ、サンプリングし、油膜の有無等をチェックします。

2 展開検査

必要に応じ、投入ステージの投入口（展開検査用レーン）、もしくは検査ヤードにて廃棄物を展開して検査を行います。

3 抜取検査

必要に応じ、サンプリング及び化学分析等を行い、受入基準の適合性をチェックします。なお、簡易測定（生物検定）によるダイオキシン類の分析などを導入し検査の迅速化を図っています。

4 排出事業者自らが行う分析検査

受入検査以外にも排出事業者自らが行う化学分析検査を依頼し、受入基準が守られているかの確認を行っています。

輸送

センターでは、搬入車が一ヶ所に集中しないように、騒音・大気汚染等について環境保全に十分配慮しながら、各基地で受け入れ、運搬船へ積み替えた後、海上輸送により、神戸沖埋立処分場や大阪沖埋立処分場へ運搬し、埋立処分しています。また、泉大津沖埋立処分場については、処分場で受入れを行い、埋立処分を行っています。（尼崎沖埋立処分場は、受入を終了しています。）

環境保全設備

1 拡散防止シート

投入ステージ床下からバージ船艙の周囲に可動式のシートを巡らし、廃棄物搬入車両からバージに投入された廃棄物が海上に飛散するのを防ぐと共に、発生した粉じんが大気中に拡散するのを防止します。

シートの長さは、廃棄物の載荷重や潮の干満によるバージ高さの変動に自動的に追従します。



拡散防止シート

2 集じん設備

投入口床下のエアーカーテンにより、廃棄物投入時に発生する粉じんがステージ上に拡散するのを遮断します。

さらに、ステージ床上に粉じんが拡散しないように集じんラインを設け、粉じんを吸い込み、投入ステージを良好な作業環境に保ちます。



集じん設備



展開検査設備

排水処理施設

埋立等により生じた管理型区画内の余水を、処理して海へ放流します。

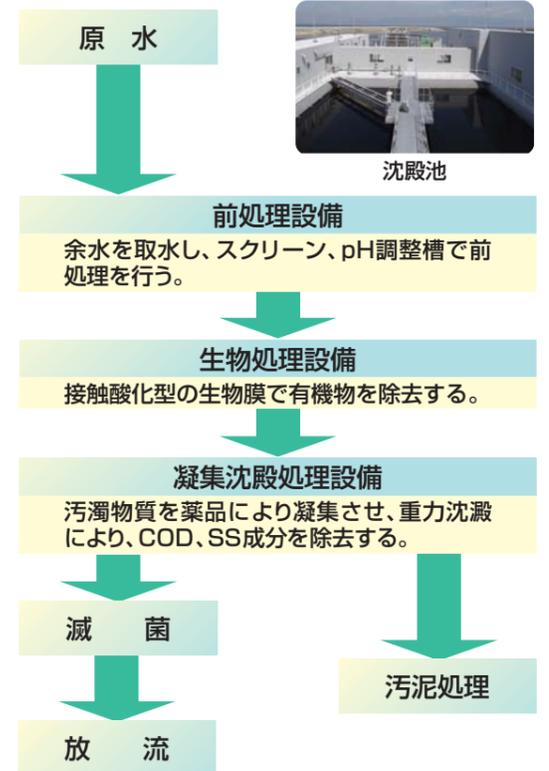


排水処理施設



排水処理施設 中央監視操作室

排水処理のしくみ





環境に配慮したセンターの取組について

センターでは、令和5年3月に新たに策定した環境管理計画2030に基づき、(1) 地域社会・大阪湾との共生、(2) カーボンニュートラルへの挑戦を基本方針に掲げ、SDGsの達成への貢献を目指しています。

以下、センターの代表的な取組について紹介します。



(1) 地域社会・大阪湾との共生

センター事業(廃棄物の最終処分・港湾整備)の確実な推進により、「地域社会」の環境保全と発展に貢献していきます。大阪湾で事業を行う者として、環境の保全と創造により「大阪湾」との共生を更に推進していきます。

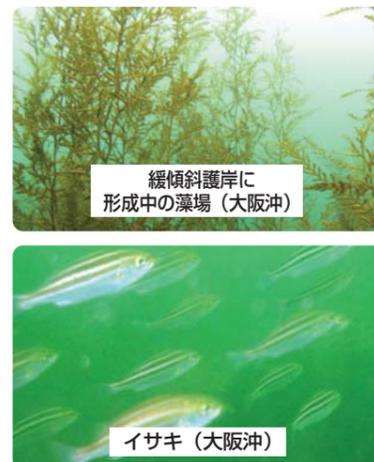
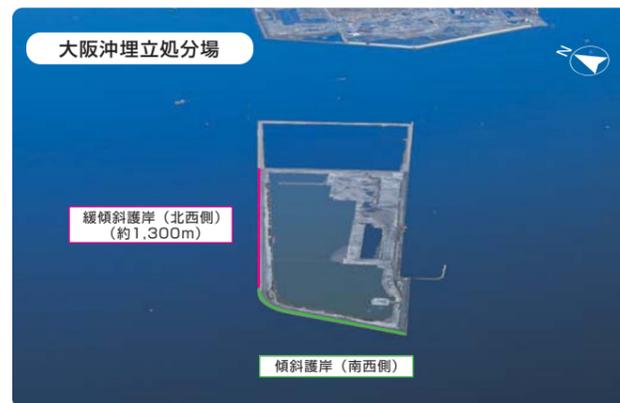
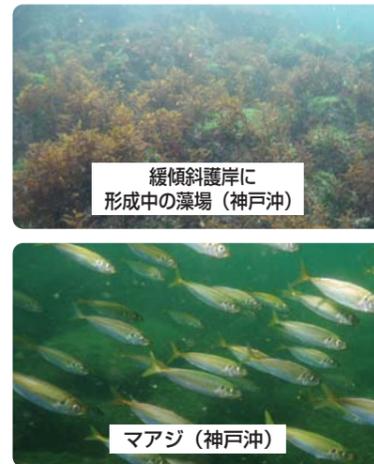
① 緩傾斜護岸による藻場の創出

海域環境の修復・再生に取り組むため、神戸沖及び大阪沖埋立処分場の護岸の一部に緩傾斜護岸を採用しています。

緩傾斜護岸とは垂直護岸や消波ブロックを用いた傾斜護岸(1:4/3の傾斜)より緩やかな1:2の勾配の護岸で、他の護岸と比べて護岸前面に藻場や魚類の生息空間となる浅場を形成するため、生物の多様化が期待できます。

緩傾斜護岸では、褐藻類のワカメやタマハハキモクなどの藻類の繁茂が観察されており、藻場の形成が進むにつれ、藻場に集まる魚介類も多くみられます。

センターでは緩傾斜護岸での海藻類の繁茂状況、魚介類の生息状況などの調査を行っています。



② 地域社会との連携

地域社会との連携を進めるため、センター事業を分かりやすく解説した広報用DVDを作成し、処分場見学時や環境啓発イベントで活用するとともに、センターの環境に関する取り組みを環境報告書としてとりまとめ、毎年、ホームページで公表しています。

また、公共事業の一環として、環境保全・創造に関する地域での市民活動に対する助成や大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成を行っています。

地域活動団体、研究への助成事業一覧

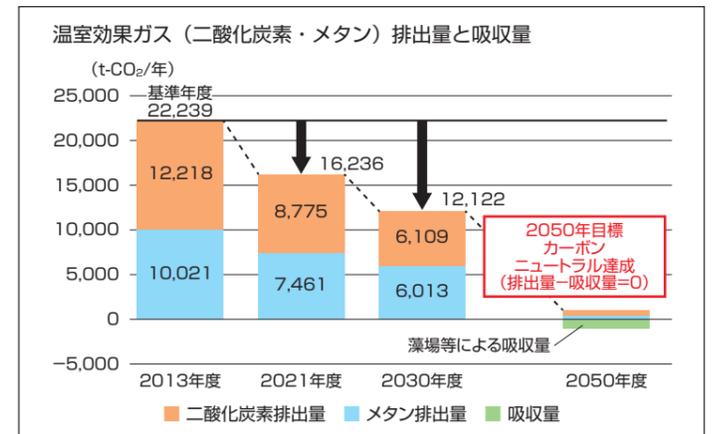
助成制度	環境保全市民活動等助成事業	大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成事業
対象テーマ	①循環型社会の形成推進、リサイクル推進に関する活動 ②水質保全、水域生物環境の保全等に関する活動 ③①②のテーマに関する調査研究、環境教育、啓発活動、循環型社会の形成推進・リサイクル推進または水環境保全に関する市民活動	大阪湾圏域の海域環境の再生・創造に寄与するもの。
対象者	市民団体(NPO法人等)	大学、地方公共団体の研究機関、非営利的法人に所属する中堅・若手(50歳以下)研究者等
助成額	活動経費の1/2、10万円を上限	1件あたり160万円を限度
募集時期	当該年度4~5月頃	当該年度4月頃
令和5年度助成件数	申請7団体	6件(申請11件)
審査方法	内部審査会	学識者による選考委員会
成果の公表	実績報告書提出	研究成果発表会

(2) カーボンニュートラルへの挑戦

温室効果ガス排出量について、2050年までにカーボンニュートラルを達成していきます。

その中間目標として2030年までに二酸化炭素排出量について、2013年度比50%削減、メタン排出量について、2013年度比40%削減を掲げています。

さらに、処分場の緩傾斜護岸の藻場による二酸化炭素吸収量(ブルーカーボン)の最大化を図ること等により、カーボンニュートラル達成を目指します。



① 太陽光発電設備の導入

二酸化炭素排出量の削減に向け、神戸基地のストックヤードと泉大津沖埋立処分場に太陽光発電設備を設置しています。

今後も自然エネルギーの活用を充実させ、センター全体として化石燃料の使用量の割合を減らし、二酸化炭素排出量の削減に努力していきます。





受入できる廃棄物

センターの定める受入基準に適合する一般廃棄物、産業廃棄物、陸上残土及び港湾事業による浚渫土砂に限ります。

また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物はおおむね30 cm以下に破碎されたものです。

なお、あらかじめ廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理による減量化に努めてください。

利用できる方

受入区域内に廃棄物の排出場所を有する排出事業者。

契約申込

廃棄物埋立処分契約申込書に必要書類（廃棄物の発生工程表、分析結果一覧表、搬入車両登録一覧表、搬入ルート図等）を添えて、廃棄物の種類ごと、排出場所ごとに申し込んでください。

廃棄物の事前審査

契約申込を受けた廃棄物については、書類審査、聞き取り調査、現物調査及び排出場所の確認等を行い、管理型産業廃棄物、下水汚泥、管理を要する陸上残土は、適正受入協議会において事前審査を行います。

なお、事前審査の結果については通知します。

契約の締結

受入基準に適合した廃棄物については、廃棄物埋立処分委託契約を締結します。

契約締結時に、搬入車証、廃棄物搬入要領、処分料金振込書、ステッカー等をお渡しします。

なお、契約期間は年度内（毎年4月1日以降翌年3月31日まで）とします。また、引き続き契約する場合は、原則として毎年2月末までに継続契約申込を行ってください。

搬入

搬入はダンピングのできる車に限ります。（観音開き、片開きは不可）

基地の受付ゲートにおいて、搬入車証及び産業廃棄物排出事業者が交付するマニフェストにより、搬入者、搬入車両、契約廃棄物の照合を行うとともに廃棄物の計量及び受入検査を実施します。

受入伝票・マニフェスト

搬入者にセンターの受入伝票を発行し、マニフェストに処分証明をします。

マニフェストがない場合は、搬入をお断りします。

受入量の計算

受入量は、搬入車両に応じて、計算方法が異なります。

（複数のコンテナボックスを使用する車両の場合）
 廃棄物を積載した状態の重量をトラックスケールで計量します。（1回目の重量）
 廃棄物を投入した後の重量（空車重量）を再度トラックスケールで計量します。（2回目の重量）
 1回目の重量から2回目の重量を差し引いた重量を受入量とします。

（上記以外の車両の場合）
 廃棄物を積載した状態の重量をトラックスケールで計量し、搬入車両登録重量を差し引いた重量を受入量とします。

受入量は、0.1トン単位とし、0.1トン未満の端数は切り捨てます。

ただし、受入量が1トンに満たない場合は、1トンとします。

処分料金の支払い

1 前納方式（民間排出事業者）

契約締結後、あらかじめ、廃棄物の委託契約数量に応じた前納金をセンター指定の処分料金振込書で振り込んでください。振込手数料は排出事業者負担となります。

受入量に応じて前納金から処分料金を引き落とします。

なお、分納による支払いもできます。

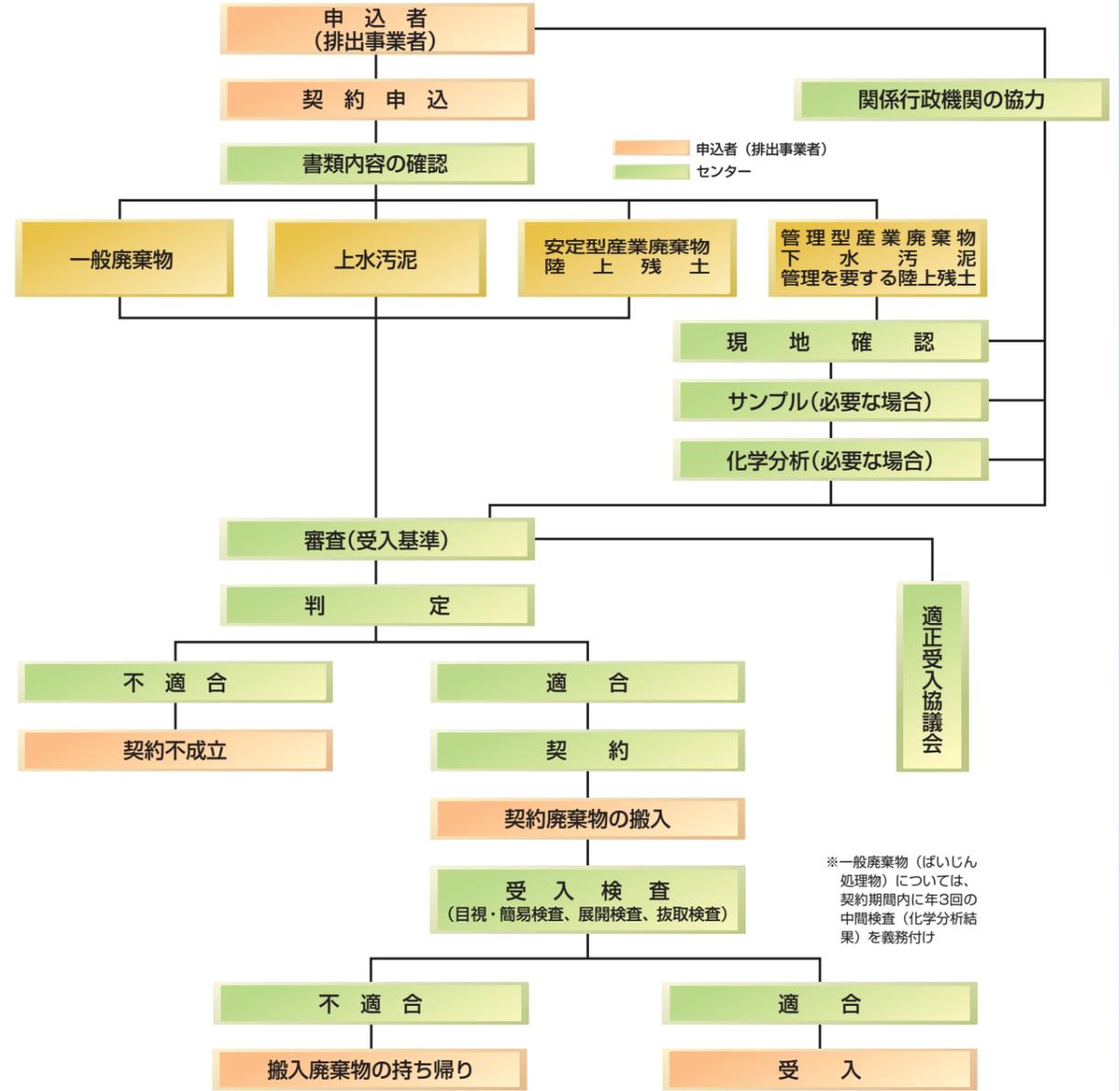
搬入は、前納金振込日から2日（土、日、祝日を除く）後に可能となります。

2 後納方式（公共排出事業者）

廃棄物埋立処分料金は、1ヵ月分を取りまとめ請求しますので、指定する期日までにセンターの指定の振込書で振り込んでください。振込手数料は排出事業者負担となります。

処分料金の精算

前納金の残金（精算金）は、契約期間終了日の翌月に返金します。



搬入時の遵守事項等

契約廃棄物を基地へ搬入するときは、次の事項に十分留意してください。これらを守らない場合は受け入れを拒否することがあります。

また、委託契約書、受入基準、廃棄物搬入要領及びその他センターの定めた事項に違反した場合は、以後の搬入を認めず、委託契約を解除することがあります。

- 1 基地への搬入の際は、交通法規、その他法令を遵守してください。また、可能な限り、低公害車の導入に努めてください。
- 2 ダンピングのできる車両（観音開き、片開きは不可）で搬入してください。
- 3 過積載は行わないでください。
- 4 契約の際に、指定した基地に必ず搬入してください。
- 5 基地ごとに定めた「廃棄物搬入要領」に従い

搬入してください。

- 6 指定した運搬経路、運行計画に従い搬入してください。
- 7 契約廃棄物以外の廃棄物は搬入できません。
- 8 基地へ搬入の際は、必ず搬入車証を、また、産業廃棄物を搬入する場合は、マニフェストが必要です。
- 9 搬入の際は、登録した搬入車両に指定のステッカーを貼ってください。
- 10 廃棄物を混載して搬入しないでください。
- 11 飛散、流出等の防止のため搬入車両は、確実にシート等で覆ってください。
- 12 基地のゲートは、受入時間以外には閉鎖していますが、周辺の道路上での待機、駐車は行わないでください。
- 13 その他、センターの職員の指示に従ってください。





受入の基準

①

受入基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受け入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破碎等したものとす。

以下に受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び判定基準について示す。

1 共通基準

次に掲げる事項に該当する廃棄物は、受け入れない。

- (1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- (2) 次のいずれかのも及びそれらが付着し又は封入されているもの
 - ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物
 - イ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に規定する農薬
 - ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定する危険物
- (3) 廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの
- (4) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するもの
- (5) ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生のおそれのあるもの
- (6) 水面において著しく油膜を形成するもの
- (7) 有機性の汚濁の原因となる物質が混入し又は付着しているもの
- (8) 著しい発色性又は発泡性を有するもの
- (9) 著しく飛散又は浮遊するもの
- (10) 著しく悪臭を発生するもの
- (11) その他、法令に基づき水面埋立処分を禁止されたもの並びに広域処理場及びその周辺の環境を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがあると判断されるもの

2 個別基準 廃棄物別の個別基準は、次に掲げるとおりとする。

排出時の廃棄物の種類	受入基準	受入廃棄物の種類	
① 一般廃棄物	①可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ ばいじんを処分するために処理したもの（以下「ばいじん処理物」という。）にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却灰 ○ ばいじん処理物
	②不燃・粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね30cm以下に破碎等されたものであって、中空のものを除く。 ○ 破碎後の可燃物については、焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不燃ごみ ○ 焼却灰 ○ ばいじん処理物
	③し尿処理汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿処理の焼却灰 ○ ばいじん処理物
② 産業廃棄物	①上水汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ○ 含水率が85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水汚泥
	②下水汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水汚泥の焼却灰 ○ 下水汚泥のばいじん
	③燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> ○ 熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃え殻
	④汚泥（①と②を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 含水率85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ 有機性汚泥は、焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 汚泥A ○ 汚泥B ○ 燃え殻 ○ ばいじん
	⑤鉱さい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね30cm以下であって、判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉱さい
	⑥ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乾式集じんダストは、加湿等飛散防止の措置を講じたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ 湿式集じんダストは、含水率85%以下のものであって、判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ばいじん
	⑦廃プラスチック類・ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね15cm以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 ○ 焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃プラスチック類・ゴムくず ○ 燃え殻 ○ ばいじん

排出時の廃棄物の種類	受入基準	受入廃棄物の種類	
② 産業廃棄物	⑧金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね30cm以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金属くず ○ ガラスくず及び陶磁器くず
	⑨がれき類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大径がおおむね30cm以下のもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がれき類
	⑩シュレッダーダスト	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減容固化のうえ、最大径がおおむね30cm以下のものであって、判定基準を満足するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シュレッダーダスト
③ 陸上残土	⑪その他の産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不燃性のものにあつては、最大径がおおむね30cm以下のものであって、判定基準を満足するもの。 ○ 可燃性のものにあつては、焼却施設により熱しやく減量10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ なお、廃油等の焼却残さにあつては、水面において油膜を形成しないもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他の産業廃棄物
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、発生時において、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。 ○ 水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、管理を要する陸上残土に係る判定基準を満足するもの。ただし、上記陸上残土を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上残土A ○ 陸上残土B（現在は受入していない） ○ 管理を要する陸上残土A ○ 管理を要する陸上残土B

- 注1 有害な物質とは、判定基準で定めるものをいう。注2 汚泥Aは中間処理された建設汚泥とし、汚泥Bは汚泥A以外の汚泥とする。
 注3 陸上残土A及び陸上残土Bの区分は、陸上残土に係る土質区分基準によるものとする。
 注4 管理を要する陸上残土Aは、管理を要する陸上残土のうち土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）第16条に規定する措置区域等内の土地の土壤とし、管理を要する陸上残土Bは、管理を要する陸上残土A以外の管理を要する陸上残土とする。

3 判定基準

<p>金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）別表第1で定める基準、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）別表第1（ばいじん、燃え殻等に係る判定基準及び汚泥等に係る判定基準として定められた項目に限る）で定める基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準を満足するもの。ただし、六価クロム化合物については、0.5mg/L以下とする。</p>
--

- 注1 判定基準で引用する別表の備考は適用しない。
 注2 判定基準の試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）に定める方法とする。
 注3 ダイオキシン類の基準は、ばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処分するために処理した廃棄物並びにこれらを含有し又は付着した廃棄物に適用する。
 注4 ダイオキシン類の基準は、平成12年1月15日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び当該施設の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用しない。
 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

4 ばいじん処理物に係る判定基準

ばいじん処理物	<p>金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）で定める基準を満足するもの。</p>
---------	--

5 陸上残土に係る判定基準

陸上残土	<p>土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第4及び別表第5で定める基準を満足するもの。</p>
------	---



6 管理を要する陸上残土に係る判定基準

管理を要する 陸上残土	<p>土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号、この項において以下「規則」という。）第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行令（平成14年11月13日政令第336号）第1条第13号に掲げる水銀及びその化合物（この項において以下「水銀及びその化合物」という。）を除く。）について規則別表第3で定める基準及び同表で定める特定有害物質の種類について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）別表第1で定める基準とともに満足するものであって、規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質、同号ロに規定する第三種特定有害物質並びに水銀及びその化合物について、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。</p>
----------------	---

7 陸上残土に係る土質区分基準

区分	コーン指数	含水比（発生時）	水素イオン濃度（pH）
陸上残土 A	400kN/m ² 以上	40%以下	5.8以上 8.6以下
陸上残土 B	陸上残土 A以外のもの ※現在は受入していない		

注 コーン指数及び含水比の試験方法は、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け国官技第112号国土交通省大臣官房技術調査課長、国官総第309号国土交通省大臣官房公共事業調査室長、国営計第59号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知）に掲げる土質区分判定のための調査試験方法に定める方法とする。また、pHの試験方法は、地盤工学会基準（JGS）0211に定める方法とする。

参考1 重金属判定基準

項目	判定基準値	項目	判定基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
水銀又はその化合物	0.005 mg/L以下	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
有機リン化合物	1 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下	チウラム	0.06 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L以下	シマジン	0.03 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下

参考2

個別基準に係る項目	測定方法
熱しゃく減量 含水率	昭和52年11月4日環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙2のIIによる。
油分	有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）による。

参考3 陸上残土及び管理を要する陸上残土の判定基準

以下の判定基準を満足するもの

項目	陸上残土		管理を要する陸上残土	
	大阪湾センター判定基準			
	土壌汚染対策法施行規則別表第4溶出量基準	土壌汚染対策法施行規則別表第5含有量基準	大阪湾センター判定基準	
第一種特定有害物質	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下
六価クロム化合物		0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.5mg/L以下
シアン化合物		検出されないこと	50mg/kg以下	1mg/L以下
アルキル水銀化合物		検出されないこと	—	検出されないこと
水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下	15mg/kg以下	0.0005mg/L以下 かつ 15mg/kg以下
セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.1mg/L以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.1mg/L以下
ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.1mg/L以下
フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	15mg/L以下
ホウ素及びその化合物		1mg/L以下	4,000mg/kg以下	30mg/L以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機リン化合物	検出されないこと	—	検出されないこと